

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	広島県三原市

三原市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 広島県三原市経済部農林水産課
所在地 広島県三原市港町三丁目5番1号
電話番号 0848-67-6081
FAX番号 0848-64-4103
メールアドレス nosui@city.mihara.hiroshima.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、カワウ、ヌートリア、アライグマ、サル
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	広島県三原市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	5,888 千円 6.31ha
	大豆	21 千円 0.17ha
	果樹	2,101 千円 0.14ha
シカ	水稲	892 千円 0.95ha
カワウ	アユ等（内水面）	8,082 千円
	メバル等（海面）	3,863 千円
ヌートリア・アライグマ	水稲 野菜	具体的な被害数値については把握していないものの実態はある。
サル	大豆 野菜 イモ類	具体的な被害数値については把握していないものの実態はある。

(2) 被害の傾向

<p>三原市では、耕作放棄地や荒廃した山林の増加などにより、イノシシ、シカ、カワウ、ヌートリア、アライグマ、サル等が、人の生活圏域へ侵入拡大している。</p> <p>鳥獣による被害については、市内全域で発生し、特にイノシシの被害がその多くを占めており、被害の程度については、農業共済の水稲を中心とした被害の把握となっている。</p> <p>① イノシシ（被害時期：通年）</p> <p>イノシシによる被害については、市北部から島しょ部まで市内全域で発生しており、農村部での水稲、野菜、果樹等の農林作物や収穫期以外にも水田の畦畔・側溝への被害をもたらしている。また、市街地でも多く出現しており市民生活を脅かしている。</p> <p>② シカ（被害時期：通年）</p> <p>シカによる被害については、島しょ部以外で、水稲や野菜・森林等の被害が報告されている。</p> <p>③ カワウ（被害時期：通年）</p> <p>カワウによる被害については、沼田川水系でのアユや淡水魚の食害や沿岸部海面でのメバルやアイナメの稚魚の食害の実態がある。</p> <p>④ ニュートリア（被害時期：生育期・収穫期）</p>

ヌートリアによる被害については、島しょ部以外の地域で、河川やため池、水路などの水辺周辺で繁殖の報告が多くあり、農作物被害が発生している。また、市街地周辺部のため池、水路などにおいても繁殖し、周辺集落への農作物被害の実態がある。

⑤ アライグマ(被害時期：生育期・収穫期)
アライグマによる被害については、島しょ部以外の地域で目撃情報が多く寄せられており、農作物被害の実態がある。

⑥ サル (被害時期：通年)
サルによる被害については、尾道市境の八幡町で群れが確認されるとともに、久井町、大和町での農作物被害の実態がある。また、幸崎から三原市街地でも多くの目撃・被害報告があり、市北部・南部で生息している。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
イノシシ被害	8,010 (千円) 6.62ha	5,607 (千円) 4.63ha
シカ被害	892 (千円) 0.95ha	624 (千円) 0.66ha
カワウ被害	11,945 (千円)	8,362 (千円)
ヌートリア被害	—	—
アライグマ被害	—	—
サル被害	—	—

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	三原市有害鳥獣捕獲班による捕獲の推進を支援してきた。また、地域で協力して捕獲に取り組む団体（農業振興協議会等）に対し、箱わなの助成を行ってきた。	鳥獣被害の広がりや駆除依頼の増加により、班員の負担も大きくなっている。
防護柵の設置等に関する取組	防護柵を設置する農業者に対し現地指導を行った上で補助を行い、効果的な防護柵設置を目指している。研修会等を実施し、集落全体で総合的な有害鳥獣対策に取り組む、効果的な防護柵設置を市内全域へ普及・波及させている。	出没しにくい環境づくりにあわせて、継続して柵の管理をしていくことが最も被害の軽減につながるなど、効果的な設置方法について、まだ浸透していないことが多くある。
生息環境管理	各地域において、研修会等を実施し、集落全体で総合的な有	出没しにくい環境づくりにあわせて、継続して柵の管理をして

その他 の取組	害鳥獣対策に取り組み、有害鳥獣が出没しにくい環境づくりの重要性について市内全域へ普及・波及させている。	いくことが最も被害の軽減につながるなど、効果的な実施方法について、まだ浸透していないことが多くある。
------------	---	--

(5) 今後の取組方針

① 捕獲について	ア 現在も行っている捕獲柵（箱ワナ）設置補助事業を継続する。
② 有害鳥獣捕獲班の活動について	ア 市の有害鳥獣捕獲班は、4班体制で編成している。活動については、各班ごとでなく連携して一斉駆除に取り組むなど、捕獲効率を高める。 イ 隣接する市町と連携しながら一斉捕獲に取り組む、その効果を高める。
③ 防護について	ア 市では集落全体で総合的な有害鳥獣対策に取り組むことを推進している。今後も鳥獣による被害が発生しにくい環境や取組みを継続して行うために、国等の鳥獣対策の専門家（アドバイザー）等や実施隊員による研修会や講習会を開催し、市内全域への普及啓発を図る。 イ 研修会において、集落で取り組む有害鳥獣対策を理解した上で、面的な広がりとして効果的な大規模（集落単位）柵を今後も継続してモデル事業を推進する。市街地におけるモデル事業も推進し、地域が主体となって有害鳥獣対策に取り組む地域を支援する。
④ 生息環境管理について（国事業等を活用）	ア 緩衝帯として鳥獣の潜み場所となる雑木林等の刈払いを実施する。 以上のことを総合的に実施し、より効果的な対策を行う。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

鳥獣被害対策実施隊が捕獲対策を行い、有害鳥獣捕獲班と協議・調整し、市内全域での対策を推進する。またイノシシ・シカ等の大型鳥獣捕獲の際に半矢を防ぐため、ライフル銃を所持させる。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	全般	有害鳥獣捕獲班員と被害地域が一体となり、協力して捕獲を行う体制をすすめる。 引き続き狩猟免許取得事前講習会費の助成を行うことで、新たな捕獲員の確保を図る。
	イノシシ・シカ	有害鳥獣捕獲班員と被害地域が協力して捕獲に取り組む体制を構築しており、今後も継続する。

		また、被害箇所では効果的な防護柵設置等を行った上で箱ワナを設置し、捕獲率を上げる。
	カワウ	市内の被害実態を把握することと平行し、駆除対策等を実施する。小規模コロニーは除去対策、中規模コロニーは繁殖抑制対策を行う。被害対策は広島県と協議し、第二種特定鳥獣（カワウ）管理計画に沿って進める。
	ヌートリア	捕獲の際は、短い時間で水系やため池ごとの全ての個体を捕獲する必要があるため、被害箇所へすぐに対応できる体制を取る。
	アライグマ	繁殖力が強く、被害が拡大するおそれがあるため、被害箇所へすぐに対応できる体制をとる
	サル	追払いを中心とした対策を実施する中で、被害箇所では、現地指導や出前講座でサルを寄せ付けないための環境改善や具体的な対応について指導・助言を行う。
令和6年度	同上	同上
令和7年度	同上	同上

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>広島県鳥獣保護管理事業計画や、第二種特定鳥獣管理計画を踏まえ、適正な捕獲を実施する。</p> <p>イノシシ：捕獲頭数は900頭～1,300頭前後で推移している。</p> <p>シカ：捕獲頭数は年々増加しており、生息状況が市内全域に拡大していることから、今後増加することが予想される。</p> <p>以上のことを踏まえ、対象鳥獣の過去の捕獲実績等を基に捕獲計画数を設定する。</p> <p>※令和3年度実績 イノシシ：1,316頭、ヌートリア：100頭、サル：0頭、シカ：270頭 カワウ149羽</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	1,300	1,300	1,300
シカ	300	300	300
カワウ	30	30	30
ヌートリア	100	100	100
アライグマ	100	100	100
サル	5	5	5

捕獲等の取組内容	
① イノシシ	被害箇所において、効果的な防護柵設置等を行った上で、有害鳥獣捕獲班と地域が協力して捕獲に取り組む。
② シカ	被害箇所において、効果的な防護柵設置等を行った上で、有害鳥獣捕獲班と地域が協力して捕獲に取り組む。
③ カワウ	小規模コロニーでは、ビニルひも張りなどで、除去対策を行う。中規模コロニーはドライアイスを使用して繁殖抑制対策を行う。
④ ヌートリア	河川など水系やため池での被害が多く、被害にすぐ対応できる体制を取る。
⑤ アライグマ	農作物被害が多く、被害にすぐ対応できる体制を取る。
⑥ サル	追払いを中心とした対策を行う。被害箇所では、現地指導や出前講座でサルを寄せ付けないために、現地で対策の指導を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容	
射程距離が長く捕獲能力が高いため、イノシシ・シカ等の大型鳥獣捕獲の際に半矢を防ぎ、確実な捕獲を行うために必要である。	
捕獲の実施は駆除期間中に行い、区域は三原市全域（銃器使用可能場所）とする。	

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ・シカ	電気柵	電気柵	電気柵
ヌートリア・アライグマ・サル	80箇所 8,000m	80箇所 8,000m	80箇所 8,000m
	トタン・金網	トタン・金網	トタン・金網
	80箇所 4,800m	80箇所 4,800m	80箇所 4,800m
	大規模柵	大規模柵	大規模柵
	150箇所 45,000m	150箇所 45,000m	150箇所 45,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ・シカ・ヌートリア・アライグマ・サル	現在設置しているワイヤーメッシュ柵の管理状況や効果について定期的に確認する。
令和6年度	同上	同上
令和7年度	同上	同上

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

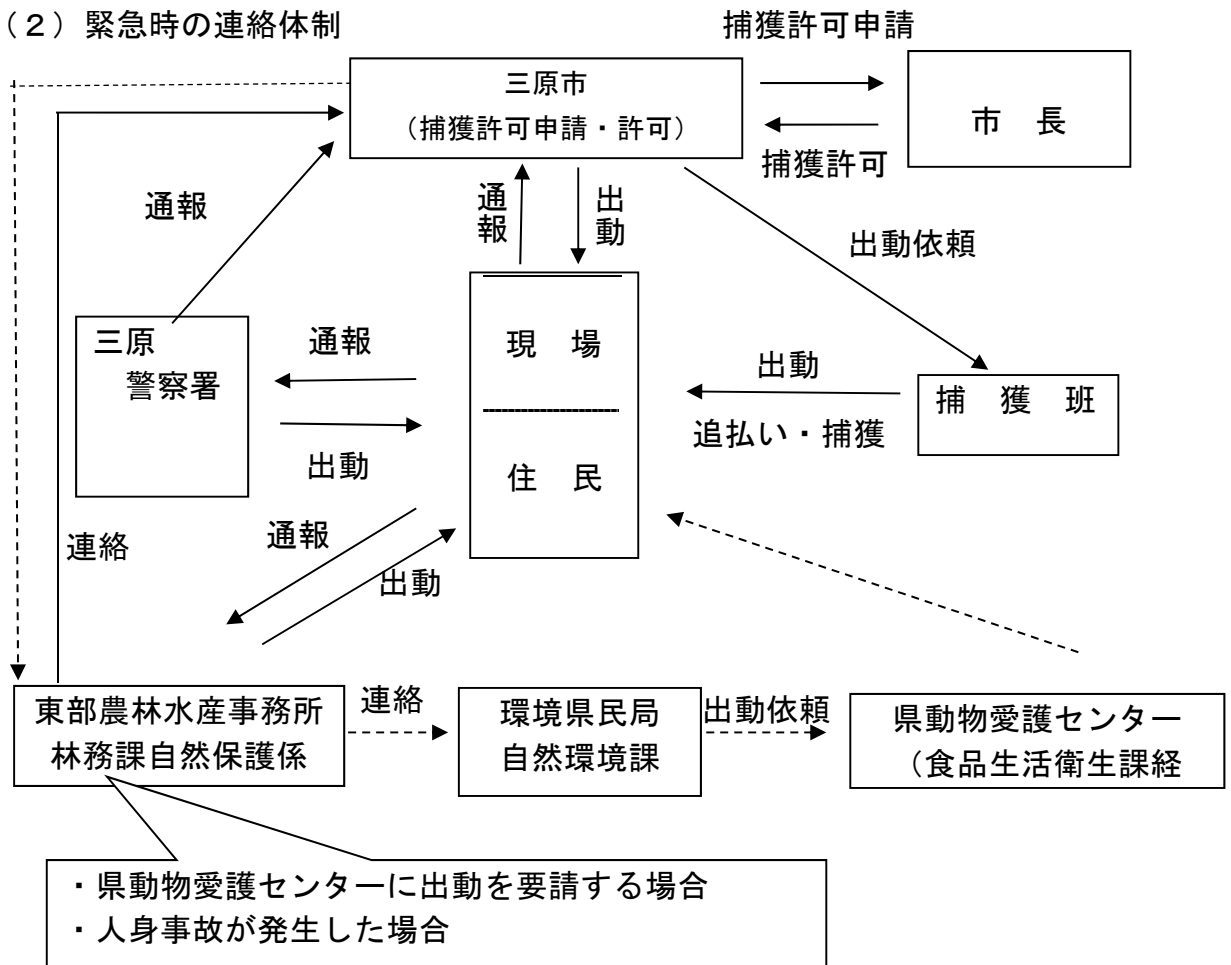
年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	全般	地域において、学習会を開催することにより、地域住民が主体的に放任果樹の除去、藪の仮払いによる緩衝帯の整備、追い払い活動等を行えるような体制の整備を推進する。
令和6年度	同上	同上
令和7年度	同上	同上

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
関係機関等の名称	役割
三原市経済部農林水産課	住民の安全確保、追い払い、捕獲班への指示、有害鳥獣捕獲許可申請・許可
三原市有害鳥獣捕獲班	追い払い、止めさし（銃器又はそれ以外の方法）
広島県東部農林水産事務所 林務課自然保護係	違法ワナ等の捜査及び違法狩猟の取締り

(2) 緊急時の連絡体制



三原市農林水産課	0848-64-2111
三原警察署生活安全課	0848-67-0110
広島県環境県民局自然環境課	082-513-2933
広島県東部農林水産事務所 林務課自然保護係	084-921-1311

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

処理施設での焼却, 現場での埋設

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	該当なし
----	------

ペットフード	該当なし
皮革	該当なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	該当なし

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	三原市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
三原市経済部農林水産課	事務局を担当し、協議会に関する連絡調整を行う。
三原市猟友会	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施を行う。
三原農業協同組合	対象地域を巡回し、営農(技術)指導・情報提供を行う。
尾三地方森林組合	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
賀茂地方森林組合	
本郷沼田川漁業協同組合	有効な被害対策について情報交換を行い、連携して取り組む。
三原市漁業協同組合	有効な被害対策について情報交換を行い、連携して取り組む。
鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供と鳥獣の保護に関する業務及び技術指導を行う。
三原警察署	有害鳥獣関連情報の提供と捕獲等に関する情報の提供を行う。

広島県農業共済組合	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
-----------	-----------------

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
広島県農林水産局農業技術課	情報提供等
広島県農林水産局水産課	技術指導等（カワウ）
広島県東部農業技術指導所	技術指導等
広島県東部農林水産事務所林務課	技術指導等
広島県東部農林水産事務所尾道農林事業所農村振興課	技術指導等
尾道市	情報提供等
東広島市	
世羅町	

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

市職員によって構成される鳥獣被害対策実施隊においては、市民に対して総合的な取組を中心とした効果的な有害鳥獣対策の啓発活動を行うとともに、有害鳥獣捕獲班と協議・調整を行い、鳥獣被害対策を連携して取り組む。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特になし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

特になし
